

制度

障害児者施設通所助成金・補助金制度

有田川町には次のような助成金・補助金制度があります。助成金・補助金については申請が必要です。対象になると思われる方は3月末日までに申請してください。

●有田川町障害者施設通所交通費助成金交付制度

在宅の障害者の方が障害者支援施設などに通所するために要する費用を助成する制度です。

対象者は通所距離が2kmを超える方で路線バスや鉄道などを利用して通所している方です。

ただし、他の制度により、交通費の補助を受けている方は対象になりません。

●有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金交付制度

有田川町内外の障害児通所施設（特別支援学校幼稚部・児童発達支援事業所など）に通う児童の保護者に対し、負担の軽減を図るための補助金です。

対象者は町内外の障害児通所施設に通所（施設の開所日数の半分以上通所）している児童の保護者で自宅

からの距離が4kmを超える方です。ただし、施設の送迎サービスを受けることができる方は対象になりません。

なお、既に障害児通所施設遠距離通所補助金の交付決定を受けている方は、通所施設において「出席状況証明書」が交付されましたら、請求書と振り込み先が分かる物とともに4月5日（火）までに提出してください。

問金屋庁舎やすらぎ福祉課

就学援助制度のご案内

経済的な理由により、小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費・学校給食費などの費用を援助する制度があります。教育委員会が認定基準に基づいて

「要保護および準要保護児童生徒」と認められた場合に援助を行います。希望される方は、在籍している小・中学校長までお申し込みください。

問金屋庁舎こども教育課

病児保育事業のご案内

●病児保育とは

入院を必要としない程度の病状で、急性期〜回復期にあたり、家庭や集団での保育が困難なお子さまを一時的にお預かりする事業です。

※医師により受け入れが不可能と判断された場合には、利用できません。

●対象（すべて当てはまる子ども）

- ① 生後6カ月〜小学3年生
- ② 保護者の就労・傷病・冠婚葬祭などの社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況であること

●対象となる病気

- ① 風邪・下痢（腸炎）など、子どもが日常にかかる疾患
- ※脱水症状はないが、保育所などに連れて行けないとき
- ② インフルエンザ・おたふくかぜ・水痘などの伝染病疾患（麻疹を除く）
- ※急性期は過ぎ、全身状態は安定しているが、出席停止期間で保育所などへ行けないとき
- ③ ぜんそくなどの慢性疾患
- ※呼吸困難は強くないが、保育所などには連れて行けないとき
- ④ 骨折・熱傷などの外傷性疾患
- ※病状が固定しても、保育所などには連れて行けないとき

●利用料金

世帯の課税状況によります。

世帯区分	利用料
生活保護世帯	無料
前年度分の市町村民税非課税世帯	1日 1000円 (半日 500円)
上記以外の世帯	1日 2000円 (半日 1000円)

●利用時間／8時30分〜17時30分

※土・日・祝日・その他平山こどもクリニックの休診日はお休みです。

●利用手続き

- ・役場での事前手続きが必要です。
- ・平成27年中に有田川町に転入された方は、前住所で平成27年度課税証明書をとり、添付してください。
- ・登録用紙は各庁舎・行政局、各保育所、平山こどもクリニックに常備しています。

問金屋庁舎こども教育課